

学校生活について

《本校の目指す生徒像》

- 1 「社会での生き方」を視野に捉えた進路選択ができる生徒
- 2 社会の一員として規範意識をもった生徒
- 3 自立を目指し自主的に活動し、自律した行動ができる生徒

本校は、生徒一人ひとりを目指す生徒像へと成長させるため、学校全体で指導します。

《生活指導の重点目標》

- 1 社会人としての基本的な生活態度・習慣の育成
 - (1) 時間の管理
 - (2) 身だしなみ
 - (3) 正しい言葉使い
 - (4) 挨拶の励行
- 2 規範意識の醸成と社会的自立の促進
 - (5) 社会的マナー・ルール・校則等の遵守
- 3 特別活動の充実と活性化
 - (6) 学校行事
 - (7) ホームルーム活動
 - (8) 生徒会活動
 - (9) 部活動等の活性化
- 4 安全で安心して過ごせる生活環境・学習環境の整備
 - (10) 環境活動
 - (11) 保健衛生活動

《生徒生活規定》

1 登下校

- (1) 常に時間管理・時間厳守を心がけること。
- (2) 登校後の無断外出は認めない。やむを得ない理由で外出する場合は、担任から生徒手帳の諸届欄へ許可を受けること。
- (3) 休日及び休業中の登校は、原則として禁止とする。

2 下校時刻

- (1) 通常時間の場合……………最終下校時刻17：00
- (2) 部・同好会活動等の延長の場合
…最終下校時刻18：45
- (3) 学校行事等で下校時刻を延長とする場合は、生活指導部が事前に生徒・保護者に連絡する。

3 通 学

- (1) 自転車通学は届出制とする。自転車通学を希望する者は、所定の手続きを経て通学証（シール）を自転車に貼ること。原則として後輪泥除け等見えやすい場所に貼ること。
- (2) 自転車は駐輪場の指定場所に駐輪し、必ず施錠すること。
- (3) 自転車通学者は、交通ルール（2人乗り・横並び運転等の禁止）を守り、安全運転に心がけること。歩行者優先を心がけること。
- (4) バイク・自動車等による通学は禁止とする。けが等により、保護者の自動車での登下校を必要とする場合は、担任に申し出ること。

4 服 装

- (1) 登下校を含めた学校生活では、本校指定の制服を正しく着用すること。また、体育授業時には指定する体育着を着用すること。
- (2) 学校が指定した公式行事の日、授業の一環での校外学習などにおいては正装すること。
- (3) 指定されたベスト・セーター以外は着用しないこと。
- (4) 帽子の着用は認めない。
- (5) 鞆・マフラー等は特に指定しない。
- (6) 冬季コート・防寒着を着る場合は、必ず下にブレザーを着用すること。

(制服着用規定)

春・秋・冬季		
	正 装	通 常
上 衣	チャコールグレー無地の上下	*ブレザーを着用する
下 衣		*スラックス・スカート
Yシャツ	*白色無地で台襟付きのYシャツ	
ネクタイ リボン	*ネクタイ	*ネクタイ・ リボン (青orピンク)
ベスト・セーター	*指定のものに限る	

夏季		
	正 装	通 常
上 衣	*ブレザーの着用は特に定めない	
下 衣	*夏用チェックスラックス・夏用チェックスカート	
Yシャツ	*白色無地で台襟付きのYシャツ	*白色無地で台襟付きのYシャツまたは、指定サックスのYシャツ
ネクタイ リボン	*ネクタイ	*着用は特に定めない
ベスト・セーター	*指定のものに限る	

※冬季コート・防寒着は学校指定のものはないが、紺・黒・茶・グレーを基調とする。

(7) 土日祝日，長期休業中の部活動は，部指定の揃いのジャージ登校を認める。

正装をする日

次の行事では、決まりに従い、正装をすること。

時期	行事等	夏・冬
4月	始業式	冬服
	入学式	冬服
7月	終業式	夏服
9月	始業式	夏服
11月	社会人インタビュー	冬服
12月	探究発表会	冬服
	終業式	冬服
1月	始業式	冬服
3月	卒業式	冬服
	産業社会と人間等発表会	冬服
	修了式	冬服

その他、行事等外部から講師をお迎えする日など、指定した日

5 身だしなみ

- (1) 本校指定の制服の規定に沿って着用し、清潔感のある身だしなみを心がける。修理・クリーニング等で制服が着用できない場合は、生徒手帳の諸届欄に「異装の事由」を明記し担任に提出すること。
- (2) 頭髪に手を加えること（脱色・染髪・特異な髪型、アイロン・ドライヤーなどを過度に使用して加工すること等）は、禁止する。頭髪についての届を提出しても、頭髪を加工した場合は指導の対象となる。
- (3) ピアス、イヤリング、ネックレス、指輪等の装飾品、化粧（マニキュア含）は禁止する。
- (4) 所定の上履き以外は校内での使用を禁止とする。体育館シューズ、グラウンドシューズは場所によつ

て履き分けること。

6 持ち物

- (1) 鞆 : 特に指定はしないが、学校生活に適した機能的なものとする。
- (2) 貴重品 : 自己管理を基本とし、必ず携行すること。
- (3) 生徒手帳 : 常に携帯すること。
- (4) その他 : 学校生活に不必要なものを持ち込まない。

7 授業におけるマナー

- (1) 各自で時間を管理し、授業開始時刻までに入室、授業の準備をすること。
- (2) 授業中は、その授業に関係ないもの（飲食物・雑誌・漫画・他教科の教材・携帯電話等）は机上に置かない。また、ガム等を噛みながら授業を受けないこと。
- (3) 授業中は、私語を慎むこと。他人に迷惑をかけること。
- (4) マフラーやコートを身につけた状態や、ヘッドホンをしながら、また首から下げさせたままで授業を受けない。また、冬季の膝掛けは着席時のみ使用すること。

8 式・集会及び来校者へのマナー

- (1) 全体が集まる場では、常に話し手に対する礼儀をわきまえ、私語を慎み話を聞く態度・姿勢に気をつけること。
- (2) 来校者や保護者等へは、挨拶と礼儀正しい振る舞いを心がけること。

9 施設設備等の利用

- (1) 施設設備（ガラス含）・備品等を破損した場合、直ちに担任、顧問を通じて生活指導部に届け出る。

- それらの破損については、原則として弁償すること。
- (2) 飲食はTPOをわきまえ、通路や階段等では行わない。尚、昼食後の環境整美を必ず行うこと。
 - (3) 更衣は基本的には体育館の更衣室を使用すること。
 - (4) 学校生活で使用する私物は各自のロッカーを使用し、鍵をかけ自己管理に努めること。
 - (5) 校内の電源を、私的な目的で利用しないこと。
(携帯電話の充電、ドライヤー等)

10 環境整備

各自が教室・校内の美化に努め、自分のゴミは持ち帰ることを基本とする。

やむなく授業等で発生したゴミは、以下のように分別する。

尚、その際は居住地の自治体の分別方法とは異なることがあるのでよく注意すること。

- (1) 資源：ビン・カン・ペットボトル・紙パック
※紙パックは容器からストローを外し、水洗いをして捨てる。ストローは不燃ゴミ。
※ペットボトルはキャップはエコキャップBOXへ入れ、水洗いして捨てる。
※ビン・カンは容器を水洗いして捨てる。
- (2) 可燃ごみ：「紙」表記のもの（お菓子の箱など）
割り箸・楊枝類・B5未満の紙屑類・
布類・ほこり・塵・木・竹・草・チョークなど
※チョークは雑紙等に包んでから捨てること
- (3) 不燃ごみ：(1)に入らないもの・「プラ」表記のもの（お菓子の袋・レジ袋・ビニール袋・
割り箸の外袋など）・アルミホイルなど

- (4) 生ゴミ：袋に入れてゴミステーションの生ゴミ箱へ。
- (5) 新聞紙・広告紙・B5以上の紙屑類・本類：バラバラにならないよう紐で縛りリサイクル倉庫へ。
- (6) 段ボール類：(5)と混ぜず，段ボールのみを紐で縛りリサイクル倉庫へ。

*カップ麺等は，校内に持ち込まないこと。

【ゴミステーションの開放時間】

毎週月・水・金曜日の15：25～15：55

※原則上記の曜日と時間にゴミ捨てを行うこととする。

11 アルバイト

家庭の事情等でアルバイトをする場合は，担任と協議し，学校生活に支障がない範囲で行うこととし，保護者の責任のもと生活指導部に届け出ること。

12 特別指導

次に掲げる行為があった場合，特別指導の対象とする。

(1) 学校の安心・安全を脅かす行為

いじめ，暴力行為，危険・迷惑行為，窃盗，迷惑・いやがらせ電話，インターネットコミュニティ（SNS等）でのいじめ・いやがらせ

(2) 学校の秩序を乱す行為

授業妨害，不適切な言動や態度，喫煙・飲酒（同席も含む），喫煙具の所持，バイク通学（制服での乗車，同乗も含む），考査不正行為，部外者を校内に招き入れる行為等